

(2) 織田信長朱印状

〔元龜元年（一五七〇） 蒲生左兵衛大夫
（賢秀）・蒲生忠三郎（氏郷） 宛〕

領中方目録

千石	吉田分
四百石	赤佐分
八百石	安部井分
五百石	河井分
参百石	大塚分
貳百石	横山分
貳百五拾石	栖雲分
参拾石	梅若大夫分
参拾石	交山分
貳千石	小倉越前分
已上五千五百拾石	同右近大夫分共二
此外	
市原四郷一職二加之	
右所充行也、全領知不可有相違之状、如件、	

元龜元

五月十五日

信長（朱印）

蒲生左兵衛大夫殿
同 忠三郎殿

読み

領中方目録

(中略)

此外

一 市原四郷一職に之を加う、
右充て行う所也、すべて領知し、相違あ
るべからざるの状、件の如し、

元亀元年五月十五日 信長(朱印)

蒲生左兵衛大夫(賢秀) 殿
同 忠三郎(氏郷) 殿

吉田分の千石をはじめとする五千五百十石と、この他市原分（現在の永源寺周辺）をあわせ、すべて領地として（蒲生氏に対して）支配しなさい。

宛先の蒲生（がもう）は、近江国蒲生郡の日野城主の蒲生賢秀・氏郷親子です。永禄一一年（一五六八）に信長が近江に侵攻した際に、蒲生氏はその下に降りて従軍しました。そうしたことを受けて信長は、二年後のこの年（元亀元年・一五七〇）領地を与えたものです。

なお、忠三郎（氏郷）は永禄一二年に信長の娘と婚姻を結び信長の婿になっており、両者は極めて親密な関係でした。

